

6 建災防技発第 423 号

令和 6 年 7 月 4 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について

今般、厚生労働省より、別添について周知依頼がありました。

つきましては、本件について、貴支部会員事業場等に対し、適宜、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関する通知文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。





基安安発 0628 第 2 号
令和 6 年 6 月 28 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項第 3 号の規定に基づく特定元方事業者による作業場所の巡視につきましては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日）において必要な見直しを進めていくこととされたところで

す。こうした状況の中、建設業労働災害防止協会においてデジタル技術の活用に関する検討が進められ、本年 3 月、「令和 5 年度 ICT を活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」が別添のとおり取りまとめられました。

当該報告書を踏まえ、特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視（以下「遠隔巡視」という。）の考え方を下記のとおりまとめましたので、傘下の関係事業者等に対する周知等について御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、遠隔巡視の実施に当たり、特定元方事業者が請負事業者の労働者に対し撮影場所等を指示することは、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分において、業務の遂行に関する指揮命令に該当しない（労働者派遣事業に該当しない。）と整理されていますので申し添えます。

また、遠隔巡視の考え方は現時点での対応をまとめたものであり、遠隔巡視の実施状況や今後の技術革新等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものであることにご留意願います。

記

- 1 作業場所の安全衛生水準が低下することがないように十分留意の上、作業場所の巡視の趣旨目的に照らし、遠隔巡視が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと。
- 2 遠隔巡視には、嗅覚や触覚等、現在のデジタル技術では把握困難な事項等があること、

不安全な状態や不安全な行動等への改善措置を直ちに講じることが困難な場面もあること等、その限界も十分考慮する必要があること。したがって、作業現場に元方事業者が常駐している場合、重大な災害の発生リスクの大きい作業等の場合（リスクの高い作業の実施時、新たな作業や工法の導入時、作業工程の変更時）等にあつては目視による作業場所の巡視が適当であること。また、遠隔巡視を実施する場合であっても、週1回は目視による作業場所の巡視を行うことが適当であること。

このほか、遠隔巡視を実施する場合には、あらかじめ関係者間で遠隔巡視の実施方法等について取り決めを行うことや、遠隔巡視に使用する機器について、鮮明な画像がリアルタイムで把握できること、双方向のコミュニケーションが円滑に実施可能であること、遅延等の発生リスクが小さいこと等、遠隔巡視の円滑・適切な実施に十分配慮する必要があること。

- 3 上記のほか、遠隔巡視で使用する機器、遠隔巡視の実施者、関係者間の合意等、その他遠隔巡視に関わる事項等については、別添報告書の内容を踏まえて対応することが望ましいこと。

令和5年度
ICT を活用した労働災害防止対策のあり方に
関する検討委員会
報告書

令和6年3月

建設業労働災害防止協会

はじめに

本報告書は、令和5年度設置の「ICTを活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会」（建山和由委員長）の検討結果をとりまとめたものです。

本委員会では、建設工事現場においてICTを活用することによる安全衛生水準の向上に資する情報収集・活用方法について、平成29年度より検討を行ってきたところ、その成果である「労働災害防止のためのICT活用データベース」においては、令和6年3月現在、294件の事例を掲載し、当協会において広く周知、活用促進を図っているところです。

近年、ICT・デジタル技術の進展により遠隔地から作業現場を視認することが技術的に可能となっており、この技術を活用した特定元方事業者による作業場所の巡視について、遠隔巡視で可能となるよう、建設業界からのニーズが高まっているところです。

このため、本委員会の下に「特定元方事業者による遠隔巡視のあり方検討作業部会」を設置し、厚生労働省との連携協力により、特定元方事業者による巡視で確認すべき事項を整理の上、ICTを活用した遠隔巡視の可能性及び導入に当たって安全水準の低下など留意すべき事項について検討を行いました。

検討に当たっては、ICTベンダー及び建設事業者へのヒアリング調査を実施し、最新のICT・デジタル技術の動向を踏まえ、作業場所の巡視についての現状把握、遠隔巡視のメリットデメリット、導入に当たっての課題等を洗い出した上で、対応の方向性をとりまとめたところです。

作業場所の巡視に遠隔巡視を導入するに当たっては、ICT・デジタル技術の優位な点や限界を理解した上で、一定の要件のもとで遠隔巡視を選択肢の一つとして、従来からの直接現場巡視と同等の安全衛生水準が確保される場合に限り利用することが必要と考えられます。

今後のICT・デジタル技術の進展に伴い、遠隔巡視の活用が、移動時間の削減や人手不足等の課題を抱える事業者の負担軽減の観点からニーズも増えてくると思われそうですが、安全水準の維持向上に向け、バランスの取れた形での活用が望まれます。

最後に、建山和由委員長及び玉手聡作業部会長をはじめ、各委員、オブザーバーの皆様には多大なご尽力をいただき、心より御礼を申し上げるとともに、実態調査に御協力いただきました関係者の会員の皆様にも、重ねて御礼申し上げます。

令和6年3月
建設業労働災害防止協会

目 次

第1章 委員会、作業部会の設置及び検討経緯	1
1. 委員会の設置	1
2. 作業部会の設置	3
3. 検討の経緯	5
第2章 特定元方事業者による遠隔巡視のあり方検討報告書	13

以下略